

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回東大和市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	令和7年5月28日（水）午後1時30分～午後2時30分				
開催場所	中央図書館会議室				
出席者及び欠席者	●出席者（敬称略） （委員） 田村茂（会長）、内野美樹子（副会長）、岸和雄、茂木勉、大羽敬子、岩崎和夫、市川清、市川裕之 （事務局） 関田孝志（市民生活部長）、池田剛（環境対策課長） 岩上崇（ごみ減量係長）、木下恒（ごみ減量係） ●欠席者（敬称略） 大取委員、吉浦委員、陣野原委員				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0人
会議次第	1 副市長あいさつ 2 委員の委嘱について 3 審議会への諮問について 4 審議 動物の死体、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定等について 5 その他				

会 議 経 過	
令和7年度 第1回東大和市廃棄物減量等推進審議会 進行	
【会長】 ただ今から、令和7年度第1回東大和市廃棄物減量等推進審議会を始めます。 本日、大取委員、吉浦委員、陣野原委員は都合により欠席との連絡が入っております。 なお、本日の審議会は15時半までを予定しています。 本日は諮問のため、副市長が出席されています。市長は他の公務がありますので、代わりに副市長がいらっしゃっています。では、はじめに副市長からご挨拶をいただきます。 【副市長】 （副市長挨拶） 【会長】 それでは議題に入る前に委員の委嘱について事務局からよろしくお願いいたします。	

【事務局】

環境対策課の池田です。よろしくお願いいたします。

関係行政機関の小平・村山・大和衛生組合の足立委員が人事異動に伴い退任されまして、新たに着任されました市川裕之氏に委嘱状を交付させていただきますので、副市長お願いいたします。

（副市長より委嘱状交付）

【会長】

それでは新たに、委員になられた市川委員より、一言お願いいたします。

【委員】

（市川委員挨拶）

【会長】

ありがとうございました。続きまして次第の3、諮問に移ります。

（会長と副市長が向かい合う）

【副市長】

東大和市廃棄物減量等推進審議会会長、田村茂様。「動物の死体、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料について」諮問いたします。

諮問事項について3点ございます。（1）動物の死体処理手数料の改定について、（2）し尿処理手数料の改定について、（3）浄化槽汚泥処理手数料の新設についてです。

諮問理由についてです。

動物の死体処理手数料及びし尿処理手数料は処理原価との乖離が大きく、湖南衛生組合及び小平・村山・大和衛生組合の組織市と比較しても低額となっている状況にあります。

また、市内の公共下水道の整備状況は、人口に対する普及率100%を達成し、下水道が使用できる一方で、いまだ浄化槽が存在しております。下水道への切り替えが行われていない住宅等からは処理水や生活雑排水を既存水路へ排水しており、公共用水域の水質保全の観点から望ましくない状況にあるだけでなく、浄化槽汚泥処理については、市費で処分費を負担しており、受益者負担の原則からも検討が必要な状況にあります。

これらのことから、一部事務組合の組織市間の均衡、水質保全や受益者負担の原則を図るため、手数料の改定及び新設について審議会の意見を求めたく諮問するものです。よろしくお願いいたします。

（副市長より会長へ諮問書を渡す）

【会長】

ありがとうございました。

ここで、副市長は他の公務のため退席されますのでご了承ください。

（副市長退席）

【会長】

それでは事務局からお願いします。

【事務局】

環境対策課の岩上です。よろしくお願いいたします。

はじめに、4月1日付で部の人事異動がありましたので、部長の関田よりご挨拶させていただきます。

(関田部長挨拶)

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました、次第、別紙1、本日お配りしました別紙2、それと諮問書の写しとなります。資料に不足のある方はいらっしゃいませんか。

【会長】

それでは、次第の4「審議動物の死体、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定等について、審議に移りたいと思います。

諮問内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、諮問の内容につきまして、ご説明いたします。

別紙1と書かれた手数料改定等に伴う資料をご覧ください。

1ページ目の、件名「動物の死体処理手数料」と書かれた資料をご覧ください。

まず、背景といたしまして、動物の死体処理は愛玩動物の場合とその他の場合に大きく分けられ、愛玩動物は手数料を徴収し、その他の場合は手数料を徴収せずに処理しています。愛玩動物の死体処理は、市の委託事業者が小平・村山・大和衛生組合へ運搬し、最終的に霊園で共同埋葬しています。この愛玩動物の死体処理については、現在2,200円の処理手数料を徴収していますが、処理原価と大きく乖離しています。また、小平・村山・大和衛生組合において処分する際の費用は、組織市で均等に負担していますが、処理手数料については、当市が最も低額となっております。

このことから、組織市との手数料の均衡を図るため、手数料の見直しについて検討するものです。

次に、小平・村山・大和衛生組合組織市の手数料につきまして、東大和市が1体2,200円小平市と武蔵村山市が1体2,600円となっております。

次に、処理原価は手数料に対し、処理原価8,360円、原価反映率は26%となっています。

次に、課題としては、①手数料に対する原価反映率が極端に小さいこと、②組織市の中で最も低額な手数料になっていることとしております。

2ページ目をご覧ください。

次に、手数料改定案ですが、改定年月日は令和8年4月1日、具体的な改定案としては、組織市との手数料均衡を図るため、1体2,600円とします。歳入見込みは令和6年度の実績見込みに基づきますと、8,800円の増収となります。

次に、今後のスケジュールとして、令和7年7月に答申、9月に市条例改正議案の議会への提出、11月に市民への周知、令和8年4月に処理手数料の改定を予定しております。

3ページ目をご覧ください。

件名「し尿処理手数料（事業所等）」と書かれた資料をご覧ください。

まず、背景といたしまして、し尿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の規定により、一般廃棄物として位置づけられています。

し尿処理手数料（事業所等）は、平成 20 年 4 月 1 日に 12 円/ℓ から 20 円/ℓ へ改定し、その後、据え置いています。この間、市内の公共下水道の整備状況は人口に対する普及率 100%を達成し、くみ取り量は大幅に減少しています。

一方で、し尿収集運搬事業者はし尿のくみ取り量に関わらず、車両の維持費や人件費などの固定費が継続的に発生するため、収集運搬経費はくみ取り量に比例して減少するものではありません。

このようなことから、し尿の処理手数料とその原価は依然として大きな乖離があるため、湖南衛生組合の組織市との均衡を図った上で、手数料の見直しについて検討するものです。

次に、手数料改定の経過と湖南衛生組合組織市の手数料は資料のとおりとなっています。

次に、処理原価は手数料に対し、処理原価は 1 リットル当たり 3 6 2 円、原価反映率は 5. 5 % となっています。

次に、課題としては①組織市の中で低額な手数料になっていること、②手数料に対する原価反映率が極端に小さいこととしております。

4 ページ目をご覧ください。

次に、手数料改定案ですが、改定年月日は令和 8 年 4 月 1 日、具体的な改定案は現行の 1 リットル当たり手数料を徴収する方法から、国分寺市、武蔵野市、武蔵村山市と同様、1 便槽 1 回につき手数料を徴収する方法とし、手数料は組織市のうち、中位の小平市の手数料、1 リットル当たり 4 5 円を採用します。これを 1 回当たりの平均投入量で乗じた額で算出すると、1 便槽 1 回につき 8, 0 0 0 円～1 0, 0 0 0 円、組織市との均衡を図ると、1 便槽 1 回につき 1 0, 0 0 0 円となります。メリットとしては、事業者からの少量の申込みが是正され、適正な申込みに繋がること。また、デメリットとしては、1 回のくみ取り量が少ない事業者ほど影響が大きくなることです。

歳入見込みは令和 6 年度の実績見込みに基づきますと、1, 8 5 7, 7 0 0 円の増収となります。

次に、今後のスケジュールとしては、令和 7 年 7 月に答申、9 月に市条例改正議案の議会への提出、1 1 月に許可業者を含む事業者への周知、令和 8 年 4 月に処理手数料の改定を予定しております。

5 ページ目をご覧ください。

件名「し尿処理手数料（一般世帯）」と書かれた資料をご覧ください。

まず、背景としまして、し尿処理手数料（事業所等）と同様、湖南衛生組合の組織市との均衡を図った上で、手数料の見直しについて検討するものです。

次に、経過と湖南衛生組合組織市の手数料は資料のとおりです。

次に、手数料改定案としては、組織市との手数料の均衡が図られているため、据え置きとします。

6 ページ目をご覧ください。

件名に浄化槽汚泥処理手数料と書かれた資料をご覧ください。

まず、背景としまして、浄化槽は下水道の供用開始後、速やかに廃止して下水道に切り替えることが、義務付けられています。市内の公共下水道の整備状況は、人口に対する普及率 100%を達成し、下水道が使用できる一方で、いまだ浄化槽が約 270 基あります。下水道への切り替えが行われていない住宅等からは処理水や生活雑排水を既存水路へ排水しており、公共用水域の水質保全の観点から望ましくない状況にあります。また、浄化槽汚泥処理については、くみ取りした浄化槽汚泥を湖南衛生組合に投入しているため、市費で処分費を負担しており、受益者負担の原則からも検討が必要な状況にあります。

これらのことから、環境保全や受益者負担の原則を図るため、手数料の新設について検討するものです。

次に、浄化槽の設置状況と、湖南衛生組合組織市の手数料状況は資料のとおりです。次に、処理原価は 1 リットル当たり 1 0 1 円となっています。

次に、課題としては、①公共下水道への切り替えが行われていない浄化槽が存在すること、②受益者負担の原則が図られていないこととしています。

7ページ目をご覧ください。

項目の6番は、令和7年2月に開催されました東大和市下水道使用料審議会において、「東大和市下水道使用料の適正な費用負担」に関する答申の中で、①「二重投資構造の解消」、②「下水道使用者と未接続者の現状は「平等」ではないため、接続は義務であることをしっかりと周知していくことが必要」、③「公費で実施する清掃事業の負担と、私費で実施する下水道事業の負担を明確にすべき」といった意見が挙げられておりますので、掲載しております。

次に、手数料改定案として、改定年月日は令和8年4月1日、具体的な改定案としては、浄化槽汚泥のくみ取り後の処理はし尿と同一であるため、し尿処理手数料と合わせ、1回当たり2,000円とします。ただし、事業所については便槽が大きく、改正案である1リットル当たり45円とした場合、影響額が大きいため、定量制を採用している小金井市に準拠し、2,000ℓまで15,800円とします。

歳入見込みは、令和6年度の実績見込みを基にしますと、一般世帯が122,000円増、事業所等が126,400円増、合計248,400円となります。

今後のスケジュールとしては、令和7年7月に答申、9月に市条例改正議案の議会への提出、11月に許可業者を含む事業者への周知、令和8年4月に処理手数料の新設を予定しております。

説明は以上となります。

【会長】

説明が終わりました。ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

歳入見込みとして、動物の死体処理が22頭とありますけど、こんなに少ないとは思わなかった。

【事務局】

愛玩動物（ペット）として持ち込まれた頭数になっております。

【委員】

「その他の場合」が飼い主不明というものですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

土日に関しては収集を行っていないのでしょうか。

【事務局】

愛玩動物（ペット）に関してはやっていないです。

【委員】

衛生組合に運搬して、最終的に霊園で処分するということは、骨かなんかを霊園に持って行くんですか。

【委員】

市から受託されている事業者が衛生組合に運搬をして、また衛生組合として契約している宗教法人が引き取りに週2回来まして、宗教法人で火葬をして、お経等をあげて、言い方としては処分という言い方になりますが、埋葬するという形となっております。

【委員】

1頭2,200円ということなのですが、市によっては10kg以上で別に金額を設定しているようですが、その辺はどうですか。

【事務局】

10kgまでが持ち込める量と3市ではしておりますので、10kgを越えた量の金額は設定しておりません。

【委員】

持ち込めないということですか。

【事務局】

持ち込めません。

【委員】

厳密に大きさが決まっているんですか。

【事務局】

具体的には、片手で持てる程度の重さという表記を用いています。片手で持てる程度の犬や猫について最終的に、組織市間と組合で概ね「10kg」として扱う基準としています。

その重量を超えた場合についてですが、先ほどお話ししたとおり、搬入先は衛生組合となります。ただし、衛生組合では「10kg程度」を超える大型犬は受け入れができないため、民間の霊園に対応をお願いしています。この対応は、組織市間で共通の取扱いとしています。

【委員】

登録しているか否かは条件になりますか。

【事務局】

犬は登録しなければいけない決まりはあるが、犬の照合まではやっていないのが実情です。

【委員】

処理費の比率が低いので、愛玩として飼っていて、市がこれだけの負担をするのにびっくりしていて、民間だとかなり高かった気がします。2,200円を2,600円とするというお話ですが、皆さんご存じないのではないかと。

【事務局】

どの自治体でもペットとして飼育していた犬や猫が亡くなった際に必ず対応するわけではありません。それぞれの市の考えに基づいて対応が異なります。ペットについては「受け入れません」という自治体も多摩地区にはあります。

その経緯については恐らくですが、ペットとして飼育されていた犬や猫も、亡くなってしまうと一般廃棄物として定義付けされるため、公衆衛生上の観点から対応が必要になるという背景があります。そのため、「ペットも受け入れる」という形で対応が始まり、一定の基準の下で対応を行ってきたのではないかと考えています。

大型犬の受け入れが難しい理由の一つとして、焼却炉はあるものの、一般廃棄物だからといって小村大の焼却炉でそのまま燃やしているわけではありません。民間業者に委託して処理を行っており、経費がかかっているのが実情です。そのため、「何でも受け入れる」というわけにはいきませんので、「片手で持てる程度」という基準を最初に定めた経緯があるのではないかと推測されます。

また、改定に関しては、諮問を行っていますが、本来の議論として必要なのは、処理原価に対してどの程度の負担を市民に求めるかという点だと思っています。冒頭で、処理にかかる原価が 8,000 円以上との説明がありましたが、その額に対して市民にどういった負担を求めるかという議論は非常に重要です。

ただし、今回の調整については組織市 3 市の中で、現在当市だけが手数料が低めに設定されています。そのため、まずは手数料を他市と足並みを揃えることが必要です。3 市が同じ流れで処理を行っている以上、当市だけが安い手数料を設定する理由はありません。そのため、まずは統一を図るという方針です。

この次の段階では、組織市と組合を含めた 4 者間で、市民にどの程度の負担を求めるかという議論に移行していく流れになるのではないかと、将来的には考えています。

【委員】

ペットも多様化しているが、そこはどのようにしているか。

【事務局】

基本は犬と猫ですが、違う小動物、例えばカラス等の鳥、誰が飼っているものではないので、亡くなったものをそのまま放置するのは公衆衛生上好ましくはないので、やむを得ず、衛生組合にお願いしています。

【会長】

ごみ手数料のあるべき形、将来的に処理原価と負担率はどのように考えていますか。

【事務局】

家庭廃棄物に関する有料化についての現状と考え方に関して申し上げます。現在、多摩地区の 26 市すべてで家庭廃棄物の有料化が実施されています。当市においても、平成 26 年度から家庭廃棄物を有料化するに当たり、審議会にも諮問を行いました。

当時の考え方としては、環境省が示していた一般廃棄物有料化の方針が基となっています。現在は、その方針が改定されていますが、当時、環境省が示していた有料化の方針には、一般廃棄物について住民からどの程度負担を求めるべきかというのが示されていました。その中では、「20%もしくは 3 分の 1 程度の負担が望ましい」とされており、当市ではそれを参考にしながら家庭廃棄物の処理手数料を導いたという経緯があります。

しかしながら、最終的には他市との均衡を考慮し、審議会でも再諮問を行った結果として、現在のごみ処理手数料に設定を下げることとなりました。この経緯を踏まえると、「20%もしくは 3 分の 1 程度」という環境省が示していた基準を、当市の考え方としています。

【会長】

なかなか難しいとこだと思うんですけどね。他市均衡と言っても他の市ではその考え方でやってないということになるわけですね。

【事務局】

小平・村山・大和衛生組合の組織市において、当市が3市の中で最も早く家庭廃棄物の有料化を導入し、小平市と武蔵村山市も有料化をしました。明確に説明しているわけではありませんが、最終的なごみ処理手数料額の導き方としては、当市と同様の方法を採用し、リットル単価2円という具体的な数値が導き出されたのではないかと思います。

【会長】

今まで、長い間ずっとこういう状況にあったということは、当然気が付いていたところだと思うんですが、なぜ今、この話が出てきたのかなってというのは。どうですか。

【事務局】

この件については以前から手数料の均衡を図る必要があるという課題を市として認識していました。しかし、ごみ処理をめぐるさまざまな環境要因から、手数料の改定に踏み込むことが難しい時期がありました。具体的には、資源物の中間処理施設の建設に関する問題があり、東大和市としての優先順位の考え方よりも、一部事務組合を構成する市としての職責を果たす必要があったため、対応が遅れる結果となったという背景があります。

その後、事務が解消された以降は、全庁的に使用料と手数料を3年に1回見直しており、この見直し方針に合わせる形をとっていましたが、一部事務組合の手数料についても当てはめると、組織間の均衡が図られないという課題がありました。その後、一部事務組合に係る手数料は除くという内部的な整理をしており、改善すべきところを整えることを優先したことにより、時期を逃してしまったというのが要因の一つです。

【会長】

ありがとうございました。それでは次に移らせていただきます。
次、し尿手数料の関係、何かがございましたらお願いいたします。

【委員】

改定にあたって事業者さんからこういう意見みたいのがお聞きした経過はあるのでしょうか。収集の方。

【事務局】

具体的なヒアリングは行っておりません。ただし、補足させていただきますと、現在、東大和市でし尿収集運搬許可を出している事業者に対しては、市としての考えや方向性については一部お伝えさせていただきました。

【会長】

東大和がこういった改定をするってことになる立川市、武蔵村山市、こちらは何か動きは、ございますでしょうか。

【事務局】

湖南衛生組合の部課長会議の中においては、具体的な金額までは明示しておりませんが、東大和市がし尿処理手数料の改定を検討しているということについて、情報提供を行いました。

【会長】

具体的に立川市や武蔵村山市からは、話は出てない？

【事務局】

話は出ていません。

最終的に、し尿処理に関する問題についてですが、冒頭の説明にありましており、湖南衛生組合にし尿を搬入している状況になっています。数年前に組織市が2市増え、現在は7市で構成されています。以前は5市だった時代があり、その後7市となった現在も、東大和市が年間のし尿投入量ではかなり多くなっています。5市だった当時は多かったのですが、現在は7市に増えたことで順位が下がり、3番目程度となっています。

7市の中で現在最も多いのは立川市ですが、内訳を見ますと、立川市の搬入量の多くは一般家庭のし尿や、浄化槽汚泥ではなく、ビルピットに関連する汚泥となっています。この点が、東大和市との大きな違いです。

立川市には高層ビルが多いため、地下にピットが設置されている建物が多く、そのピットにはトイレや厨房設備の排水を溜める必要があります。公共下水道が接続されていても、地下ピットを設ける必要があり、それが構造上避けられません。このピットは年に1回法定点検が義務付けられており、その際に清掃が行われます。この清掃によって発生する汚泥も湖南衛生組合に搬入されるため、これが立川市の年間の搬入量を押し上げています。

つまり、立川市の搬入量は東大和市よりも多いものの、一般家庭におけるし尿や浄化槽汚泥に限定して見ると、東大和市以外の市でここまでし尿や浄化槽汚泥を搬入している市は無いというのが実情であり、実際にはこの部分で他市を大きく上回っています。

このような背景を踏まえて、東大和市の手数料改定については、現在、組織市並みにする方向で検討を進めています。他市（立川市）でも手数料改定に関する議論が始まる可能性はあるものの、搬入量の内訳を見ると、ピット汚泥に関する割合が大きい状況です。このため、現時点では他市で手数料改定の話が急に出てくる可能性は低いのではないかと考えています。

【委員】

これは、仮設トイレも入ってくるわけですね。

【事務局】

入ります。

【委員】

それであるならば、おおよそ1回の作業で使用する量は約50ℓ程度だと考えられます。その際、1回あたりの料金が1万円程度であれば、特段高い金額ではなく、一般的な範囲ではないかと考えています。

この料金には運搬費と作業費が含まれています。運搬費は運搬そのものにかかる費用であり、作業費はくみ取り作業に必要な費用です。例えば、最初のくみ取りですと、綺麗にするために水を持って行って水を1回流してからもう1回汲まなければいけません。

そのような手数料は作業費とは別にもらったりしますので、消費税を加えて1万円少々金額でするので、価格としては妥当であり、特に高額という印象は受けないかと思います。

【委員】

水道の蛇口をひねると、上水と下水の使用に応じて料金が必ず発生するのですが、先程の事業所で、もしその事業所が浄化槽を設置している場合、下水はどのようになっているのでしょうか。

【事務局】

水道の給水については、下水につないでいるかどうかに関わらず、給水栓は基本的に「1宅地につき1本」が原則となっています。下水道使用料が徴収されるかどうかは判断されるのは、宅地内が下水道の切り替えを行い、その際に届け出を求める仕組みによります。さらに言えば、指定された工事

店でなければ排水設備の作業ができないという全国共通のルールがあります。そのため、届け出をしてもらうことで、該当の家屋が下水道を使用しているか否かが登録されるという仕組みです。

この登録（フラグ設定）がされると、使用された上水量に基づき、一定割合で下水道を使用しているという前提で、下水道使用料が計算されます。その下水道使用料は、水道料金とセットで請求される形になっています。また、例えば家屋を解体して下水道の使用をやめる場合には「休止」または「廃止」の届け出をしていただきます。この届け出をもらうことで、下水道使用に関する登録（フラグ設定）が解除され、以後は上水道の料金のみが請求される、もしくは上下水道の料金請求そのものが行われなくなる、という仕組みです。

【委員】

事業所のビルでも？

【事務局】

基本的に、事業所も家庭も、仕組みは同じです。

ただし、例外として1つの宅地に給水栓が2本設置されている場合、要するに水道メーターが2つある場合には、各水道メーターで計測される水量に基づき、その水が下水道に接続されているかどうかを紐付けて管理します。この仕組みは、一般家庭でも事業所でも同じです。

【委員】

実際には、約70件、正確には69件が現在も使用している状況です。この件について、逆に切り替えを行わない理由というのは何でしょうか。義務付けはされていますが、罰則はないように思われます。下水道への切り替えが進まない理由については、「切り替えができないのか、それとも切り替えを行わないのか」、どちらなのでしょう。

【事務局】

浄化槽のところで？

【委員】

はい。

【事務局】

様々な理由があるかと思いますが、下水道への切り替えにかかる工事費用の負担が一つの要因となり、それが負担となっているために切り替えが進まないのではないかと考えています。

【委員】

補助はしていない？増えることはないんですよね？

【事務局】

そうですね。

【委員】

以前、市が補助金を出していたこともあったと思います。そのような時に切り替えをしなかった、もしくは切り替えができなかったのかは分かりませんが、再三、案内はしてきたところです。

【会長】

全体的には他市との均衡を図るということと、また先ほど将来的には、その処理原価との負担率ですか、そのようなことを考えながら、料金の改定を行っていくということで今回、大きな意味では、組織市との均衡を図るということになるかと、私は思います。
このことについて、何かご意見がありましたら、この辺がおそらく、一番、答申として、軸になるのかなと思いますので。

(意見なし)

【会長】

特にご意見が無ければ、これで質疑応答は終了したいと思います。

【副会長】

本日の審議会での内容を踏まえた、今後の取りまとめや市長への答申については、田村会長に一任したいと考えますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

会長一任ということで承りました。今後事務局と調整させていただきまして、答申に向けた作業を進めて参りたいと思います。それでは、この件については以上でございます。

次に次第の方、その他につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

本日お配りいたしました別紙2、カラー刷りの資料をご覧ください。

こちらの資料ですけれども、今月から東京都の事業に協力いたしまして、廃食油の回収を始めることになりました。期間は5月1日から10月31日までとなっております。対象となる油は家庭から排出された油であります。回収された油につきましては、持続可能な航空燃料の原料になると聞いております。簡単でございますが、説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

【委員】

これは一般の家庭の方が油持ってくるんですけども、こういった形でここに持ってくるんですか。

【事務局】

ペットボトルなどに入れていただいてですね、そのまま蓋をした状態で、回収ボックスに投入をしてもらうことになります。

【委員】

ペットボトルですと口が小さいから、(口の小さい容器に注ぎ入れるときに用いる道具)を自分で用意して、油を入れて、ペットボトルで持っていくというイメージですか。

【事務局】

市販の普段飲まれるペットボトルでなくて、もともと油が入っていた物だったとしても、ペット素材でできてるものも多いので、そういったものに入れてもらってですね、回収ボックスに入れていただきます。

【委員】

次にまた使えるものもありますし、フライの粉だとか、そういったことが、沈殿してても構わないということですか。

【事務局】

特にどこまで異物が入っていると、受け付けできないかというところまでは、明確には基準が無いんですけども、次は航空燃料ということでリサイクルに回しますので、できる限りそういった油の粕であったりとか、そういった取り除いた状態でお願いしております。

【委員】

それともう1つ、油の種類。いろんな種類があるかと思いますが、ただ単純に言ったら、ラードもあれば、いろんな、いろんなサラダオイルだけじゃなくていろんなオイルがあるんですけど、そういうのは全然関係ないですか。

【事務局】

動物性の油は受け付けができません。

【委員】

これ一般家庭の人向けですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

事業者さんが持ってきちゃう可能性もありますよね。それを処理すると、やっぱり事務所でお金がかかるんで、ここに持ってくればタダだとわかれれば。一斗缶に入れて持ってこないでしょうけど、何らかの形で持ってくる可能性ありますよ。いろんなことが考えられますので周知をしっかりとしないと。

【委員】

一般家庭のやつでも、から揚げをよくやるんですけども、大した量を使ってなくても冷めて固まってるんですよね。それはOKなのかな。

【事務局】

固形の受け付けができないというところは聞いてはいないので、固まった状態でも大丈夫です。

【委員】

一般家庭でそういう料理で使ったものに関してラード 100%はまずいけども、サラダ油でから揚げとかを料理して、冷めて、固まっているものなら大丈夫と？

【事務局】

大丈夫です。

【委員】

もう始まっていると思いますが、集まっていますか。

【事務局】

想定よりは集まっているイメージです。

【委員】

産業まつり等でPRしていくんでしょうか。

【事務局】

いろいろ考えています。今回、6月に環境市民の集いがありますので、そちらでも回収するように考えています。

【委員】

市報では周知していますか。

【事務局】

市報、ごみ分別アプリで周知しています。

【委員】

環境フェアの話が出たんですが、市報に確か載ったと記憶してるんですが、他に何かチラシを撒いてるとか、ホームページ出してるとかそういうPR活動をどのようにしてるかを教えていただきたい。

【事務局】

イベントはですね実行委員会が主でやっておりまして、実行委員さんが作ったポスターをそれぞれ、関係するところに掲出しています。また、市としてはホームページに載せたり、SNS、そういったところでご協力させていただいています。

【会長】

これを持ちまして本日の会議を終了いたします。お疲れさまでした。

閉 会